

# 公の施設使用料の減免制度の見直しについて

## 1 概要

貸館施設、体育施設及び学校開放体育施設における使用料の減免制度について、施設の設置目的や規模、利用団体の区分ごとに基準を定めるとともに、本年4月からの減免基準の運用に当たり、新たに減免対象団体の「登録制」を導入するもの。

## 2 これまでの検討の経過

時 期	内 容
平成 26 年 7 月～9 月	市政モニターアンケート、施設窓口アンケートの実施
11 月～平成 27 年 3 月	公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会（計 4 回）
1 月	行政改革調査対策特別委員会（検討経過）
3 月～5 月	地域協議会、町内会長連絡協議会への説明（見直しの基本方針）
5 月	行政改革調査対策特別委員会（見直しの基本方針）
7 月	施設の利用団体等を対象とした意見交換会 （計 16 回、約 1,200 団体へ通知し、約 450 団体が参加） ・施設利用者（15 回、約 1,200 団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1 回、22 団体を対象）
11 月～12 月	施設の利用団体等を対象とした説明会 （計 25 回、約 1,600 団体へ通知し、約 400 団体が参加） ・施設利用者（15 回、約 1,200 団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1 回、22 団体を対象） ・体育施設（学校開放含む）の利用者（2 回、約 370 団体を対象） ・地域協議会（7 区 残りの区は順次報告）
12 月	行政改革調査対策特別委員会（最終案）

## 3 減免基準の基本的な考え方

### (1) 応益負担の原則

- ・ 施設使用料は、応益負担の考え方により、利用者が負担することを基本とし、減免は、公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とする。

### (2) 減免対象者・利用目的・減免率・施設区分の考え方

- ・ 減免対象者、利用目的により、減免による支援が必要な範囲を限ることとし、減免を認める施設も限定する。
- ・ 利用団体の自主的・自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者として使用料を折半する考えから 50%減額を基本とする。

### (3) 公益性の高い活動への支援等の観点

- ・ 施設の設置目的や規模等を踏まえて施設を区分し、「地域振興」、「スポーツ振興」及び「青少年育成」の観点を踏まえ、当該施設区分ごとに減免率を設定する。
- ・ 学校施設は青少年の教育の場であり、体育施設は広く市民がスポーツを行う場であることなどの「施設の性質」の観点から整理する。
- ・ 施設の規模や機能などの「施設のグレード」の観点から整理する。
- ・ 積極的な活動が認められる施設の定期的な利用状況や青少年を主体とした活動などの「活動内容」の観点から整理する。

\* 貸館施設の区分

区分	説明
拠点施設	市域を越えた範囲での利用を想定する施設（文化会館等）
一般施設	市の核となる施設など、広域的な利用がある施設（市民プラザ等）
地域の集会施設	地域住民の活動の拠点となる地域に身近な施設（公民館等）

\* 体育施設の区分

区分	説明
拠点施設	大きな大会等を開催できる規模の施設（総合体育館等）
専門施設	特定の競技に特化した機能を備える施設（高田公園陸上競技場等）
一般施設	上記以外の施設（一般的な体育館等）
学校開放体育施設	小中学校の体育館、グラウンド

4 見直し後の主な減免基準（詳細は別紙のとおり）

(1) 地縁組織（町内会、子ども会、老人会等）

- ・ 「地域振興」の観点から、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参画しやすくするため、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」、体育施設の「一般施設」、「学校開放体育施設」の使用料を100%免除とする。
- ・ 一部の有志による趣味的な活動など、利用者個人の利益につながる利用については、減免を行わない。

(2) 青少年のクラブ

- ・ 「青少年育成」及び「地域振興」の観点から、中学生以下の子どもの育成活動を行うクラブが、総会・会議、発表会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」の使用料を100%免除とする。
- ・ 「青少年育成」及び「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する団体が日常的な練習その他団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」は使用料を100%免除、「専門施設」は50%減額とする。

(3) 成人のスポーツクラブ

- ・ 「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する成人のスポーツクラブによる大会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」及び「専門施設」の使用料を50%減額とする。

5 登録制の導入

施設の利用者にとって分かりやすく、施設窓口において統一的な運用を図る観点から、「地縁組織のうち事前の把握が困難な団体」、「青少年のクラブ」及び「成人のスポーツクラブ」に該当する団体を審査し、登録を行う「登録制」を導入する。

6 減免制度の改定時期及び定期的な見直し

見直し後の減免制度の運用状況について、一定の期間経過後、評価を行うとともに、必要に応じて、改めて見直しを行う。